

法定外公共物（里道） 占用料

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条1項第1号に掲げる工作物	電柱	1本につき1年	1,200円
	電話柱		670円
	その他の柱類		67円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7円
	地下に設ける電線その他の線類		4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	660円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	400円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300円
	郵便差出箱		570円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	40円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		61円

	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの			81円
	外径が0.2メートル以上 0.4メートル未満のもの			160円
	外径が0.4メートル以上1 メートル未満のもの			400円
	外径が1メートル以上のもの			810円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方 メートルにつき 1年	1,300円
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及 び地下室	階数が1のもの		Aに 0.004を 乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに 0.007を 乗じて得た額
		階数が3以上の もの		Aに 0.008を 乗じて得た額
	上空に設ける通路			570円
	地下に設ける通路			340円
	その他のもの			1,300円
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		占有面積1平方 メートルにつき 1日	11円
	その他のもの		占有面積1平方 メートルにつき 1月	110円

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	110円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき 1年	1,100円
	標識		1本につき1年	1,100円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11円
		その他のもの	1本につき1月	110円
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき 1日	11円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき 1月	110円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100円
		その他のもの		570円
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき 1月	110円
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		130円		
令第7条第6号に掲げ	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき	Aに 0.016を	

る施設		1年	乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに 0.020を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに 0.028を 乗じて得た額
令第7条第 7号に掲げ る施設	建築物		Aに 0.016を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに 0.011を 乗じて得た額
令第7条第 8号に掲げ る施設	建築物		Aに 0.020を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに 0.011を 乗じて得た額
令第7条第 9号に掲げ る応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの		Aに 0.016を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに 0.020を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに 0.028を 乗じて得た額

令第7条第10号に掲げる器具		Aに 0.028を 乗じて得た額
令第7条第 11号に掲 げる施設	トンネルの上又は高速自動 車国道若しくは自動車専用 道路（高架のものに限る。） の路面下に設けるもの	Aに 0.016を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに 0.020を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに 0.028を 乗じて得た額
<p>備考</p> <p>1 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>2 Aとは、占用物件に直近する土地の時価（これにより難いときは、当該土地の近傍類似の時価）表すものとする。</p>		

法定外公共物（公有水面）占用料

区 分		単 位	単 価
通路及び橋りょう		1 平方メートル につき 1 年	5 0 円
暗きょ、円管及び線類	外径又は外辺が 0. 3 メートル以上のもの	1 メートルにつ き 1 年	1 1 0 円
	外径又は外辺が 0. 3 メートル未満のもの		7 0 円
電柱類		1 本につき 1 年	5 7 0 円
物揚場等		1 平方メートル につき 1 年	5 0 円
軌道			2 9 0 円
採草及び牧草用地、ゴルフ場等			9 円
その他			1 0 0 円
備考			
1 上空に架設する電線及び電話線等については、徴収しない。			
2 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 年未 満であるとき、又はこの期間に 1 年未満の端数があるときは、月割りをも って 計算する。			
3 占用料の額が年額又は月額で定められている占用物件に係る占用期間で 1 月未満のもの又は 1 月未満の端数は、1 月として計算する。			
4 占用物件の表示面積（広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。）若しく は占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さで 1 平方メートル若しく は 1 メートル未満のもの又はこれらの面積若しくは長さで 1 平方メートル 若しくは 1 メートル未満の端数は、1 平方メートル又は 1 メートルにそれ ぞれ切り上げて計算する。			
5 占用料の納付額が 1 0 0 円に満たないときは、1 0 0 円とする。			
6 許可期間が年度を超えるものについては、年度ごとに徴収する。			

法定外公共物（公有水面）産物採取料

区 分	単 位	単 価
砂及び土	1 立方メートル	1 3 0 円
砂利及び栗石	1 立方メートル	1 5 5 円
転石	1 個	7 5 円
その他の物	別に市長が定める	
<p>備考</p> <p>1 「転石」とは、おおむね径が 0. 3メートルのものとし、それ以外のも のは、この単価を基準として別に定める。</p> <p>2 採取料の計算の基礎となる単位で、採取量が1立方メートル未満のもの 又は1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルに切り上げ るものとする。</p> <p>3 採取料の納付額が100円に満たないときは、100円とする。</p> <p>4 許可期間が年度を超えるものについては、年度ごとに徴収する。</p> <p>5 採取料の額を計算した場合において、その計算した額が1円未満である ときは、その額は1円に切り上げる。</p>		